

八王子市在宅高齢者おむつ給付事業運営要綱

平成6年4月1日
施行

改正	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年8月1日	平成19年1月1日
	平成19年7月1日	平成20年7月1日
	平成21年7月1日	平成26年7月1日
	令和2年2月1日	令和2年6月1日
	令和3年4月1日	

(目的)

第1条 この要綱は、在宅高齢者に紙おむつを給付（以下「給付」という。）することにより、その衛生の確保及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資する事を目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付の対象は次の各号すべてに該当するもののうち、現におむつを必要とする者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 市内に住所を有し、かつ現に市内に居住する者
- (3) 介護保険の要介護度1以上の認定を受けている者
- (4) 高齢者が属する世帯全員が市民税非課税である者
- (5) 介護保険法（平成9年法第123号）で規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に入所していない者

(給付申請)

第3条 給付対象者は、在宅高齢者おむつ給付申請書（第1号様式（様式略））を市長に提出するものとする。

(給付の決定又は却下)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、給付すべきであると認めるときは、在宅高齢者おむつ給付決定通知書（第2号様式（様式略））により、また給付できないときは、在宅高齢者おむつ給付申請却下通知書（第3号様式（様式略））により対象者あてに通知するものとする。

なお、申請書を20日までに受付した場合は当月から、21日以降に受付した場合は翌月からの配達とする。

また、他の制度でおむつの給付等を受けている場合は、併給しない。

(給付の廃止)

第5条 次の各号の一に該当するときは、市長は給付を廃止することとする。また、(1)から(3)については廃止の場合は在宅高齢者おむつ給付廃止決定通知書（第4号様

式（様式略）により対象者あてに通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 負担金の滞納が3ヶ月以上続いたとき
- (3) 長期間休止が続いたとき
- (4) その他、給付を必要としなくなったと認められるとき
（給付に関する届出等）

第6条 給付決定の通知を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届出るものとする。

- (1) 居所の変更をしたとき（施設入所、入院を含む。）
- (2) 給付を必要としなくなったとき
（給付方法）

第7条 給付は月に1回、利用者が申請した市内の所定の場所へ配達する。
（負担金）

第8条 給付対象者は、市で定めた購入限度額4,000円（1ヶ月あたり）以内で購入した金額の2割を負担するものとし、負担金として、直接市の委託業者に支払うものとする。なお、限度額を超えて購入した場合、超過分は全額自己負担とする。
（業務委託）

第9条 市長は、この事業の実施について、業者に委託して行うことができる。
（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 八王子市ねたきり高齢者等おむつ貸与事業運営要綱（昭和58年4月1日）の規定に基づいて対象者の決定を受けた者は、この要綱により決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前にすでに給付等の決定を受けた者については、第2条は従前の規定を適用する。
- 3 平成14年3月31日以前にすでに給付等の決定を受けた者については、平成14年4月30日までに限り第5条及び第6条は従前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年度 6 月 30 日以前にすでに給付決定を受けた者については、給付対象者の条件については従前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。